

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年 9月25日

鹿角地域振興局長 藤井 一徳

1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第8又は第9の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

3 入札参加資格

（1）入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に登録されていること。
- ③ 入札制度要綱第1条第4項第2号に掲げる政令等の規定による登録（発注概要書に示す政令等の規程による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
- ⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

（2）業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

7 落札者の決定方法

(1) 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札者の申請に基づく価格以外の評価点と入札価格に基づく価格点で算出した総合評価点の最も高い者について、あらかじめ提出された総合評価に係る技術資料により、総合評価点の審査を行う。その結果、審査後の総合評価点が高いときは当該者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が高い者が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

(7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札

- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

9 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等並びに総合評価に係る技術資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱(平成20年9月29日付け建管-1632)及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領(同)によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。
低入札受注(低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。)が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。
- (6) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱(平成20年3月17日付け建管-2460)、委託業務総合評価落札方式試行要綱(平成21年6月30日付け建管-891)及び委託業務総合評価落札方式試行の手引き(平成25年2月25日付け技管-1267)の定めるところによる。

業務別発注概要書

A 入札参加資格等

委託番号	I101-Y13			
業務名	平成25年度 県単道路改築事業 道路概略設計業務委託			
委託箇所	国道341号 鹿角市八幡平字永田上田表 ほか			
予定工期	平成26年3月20日まで			
予定価格	6,657,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)			
業務概要	道路概略設計(A) L=8.0km			
低入札価格調査制度適用	有			
最低制限価格制度の適用の有無	無			
入札参加形態	単体			
入札参加者の資格	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿	登載業種	土木関係建設コンサルタント業務	
		登載部門	道路部門	
	政令等の規程による登録	登録規程等	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)	
		登録部門	道路部門	
		営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有すること	
		県外企業の入札参加	入札参加できる	
			要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること
	要	秋田県の法人事業税の納税義務のある営業所であること		
	同種類似業務の実績	実績の有効期間	過去10年以内	
		業務の内容	道路設計の実績(元請けとして完了したものに限り)	
		共同企業体出資比率	20%以上	
	配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	1)の資格を有する者を本業務に配置できること 1) 技術士(①~②のいずれか) ①建設部門 (選択科目を「道路」とするものに限り。) ②総合技術監理部門 (選択科目を「道路」とするものに限り。)
実績要件			会社に求めている同種類似業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者を本業務に配置できること。	
照査技術者		資格要件	1)の資格を有する者を本業務に配置できること 1) 技術士(①~②のいずれか) ① 建設部門 (選択科目を「道路」とするものに限り。) ② 総合技術監理部門 (選択科目を「道路」とするものに限り。)	
		実績要件	会社に求めている同種類似業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者を本業務に配置できること。	
その他の事項	(1) 管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 (2) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。			

業務別発注概要書

B 入札関係書類提出方法等

(委託番号: I 1 0 1 - Y 1 3)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		平成25年 9月25日(水) 午前9時から 平成25年10月 7日(月) 午後5時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) イ 同種又は類似業務の実績(様式第2号)及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類 エ 在籍証明書(様式第3号の4) オ 建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し カ 県外企業においては、秋田県の法人事業税の直近の納税証明書の写し (ただし、営業所開設初年により決算期末到来の場合は、事務所開設届の写しを提出すること) キ 建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定に基づく直近の現況報告書の写し ク 総合評価に係る技術資料 (詳細は「業務別発注概要書C 総合評価に関する事項」による)	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 郵送または持参を認められた者	アの提出不要 秋田県鹿角振興局総務企画部 総務経理課総務経理班へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)		平成25年 9月25日(水) 午前9時から 平成25年10月 9日(水) 午後5時まで	
設計図書等に対する質問期限		平成25年10月 3日(木) 午後5時まで	
設計図書等に対する回答期限		平成25年10月 8日(火) 午後5時まで	
入札書の提出期限 (サーバー停止時間は除く)		平成25年10月 8日(火) 午前9時から 平成25年10月10日(木) 午前10時まで	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課総務経理班	
開札予定時刻		平成25年10月10日(木) 午後1時	
落札決定通知日(予定)		平成25年10月15日(火)	
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課総務経理班
		所在	秋田県鹿角市花輪字六月田1番地
		電話	(0186)22-8011
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県鹿角地域振興局建設部企画調査課企画調査班
		所在	秋田県鹿角市花輪字六月田1番地
		電話	(0186)23-2301
その他の事項			

業務別発注概要書

C. 総合評価に関する事項

(委託番号:I101-Y13)

評価方式	簡易型	
技術評価点の配点	企業実績等評価項目の配点(A)	25 点
	実績等評価項目の基準配点の合計(a)	24 点
技術評価点の計算式	$\text{技術評価点} = \text{企業実績等評価分に係る獲得点数} \times A / a$ (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点	25 点	
価格評価点の計算式	入札価格 \geq 調査基準価格の場合 $\text{価格評価点} = 25 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 入札価格 $<$ 調査基準価格の場合 $\text{価格評価点} = 25 \text{点} \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$ (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	

自己評価申請書の提出様式(必須)	総合様式1
複数の配置予定技術者を申請する場合の提出様式(任意)	総合様式4-4

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等		
I-1	評価対象業務の実績	基準配点	2 点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		過去3年間の秋田県における評価対象業務の優れた実績件数	a. 3件以上	2.0 点
			b. 2件	1.0 点
			c. 1件	0.5 点
			d. 無し	0.0 点
		評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)のうち、「道路概略設計」業務	
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点80点以上の業務件数			
提出様式	総合様式2-1			
I-2	委託業務の成績評定点	基準配点	2 点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		過去3年間の秋田県が通知した業務委託成績評定点の平均値	a. 85点以上	2.0 点
			b. 80点以上85点未満	1.0 点
			c. 65点未満	-1.0 点
			d. 上記以外(実績無しを含む)	0.0 点
		評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)	
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点80点以上の業務件数			
提出様式	総合様式2-1			

I-3	プロポーザル・VE提案等の実績	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. プロポ及びVEの実績有り	2.0点
			次のいずれかに該当する場合 ①プロポ又はVEの実績有り ②配置予定技術者(管理技術者又は主たる担当技術者)が設計VEリーダー資格を保有し、国又は地方公共団体等の実施するVE検討会に参加した実績有り	1.0点
			c. 実績無し	0.0点
		評価対象年度	平成20年4月1日から技術資料提出期限まで	
提出様式	総合様式3			
II-1	管理技術者及び主たる担当技術者の実績	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		過去3年間の管理技術者及び主たる担当技術者としての秋田県における優れた実績の合計件数	a. 3件以上	2.0点
			b. 2件	1.0点
			c. 1件	0.5点
			d. 無し	0.0点
評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)			
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点80点以上の業務件数			
提出様式	総合様式2-2			
II-2	管理技術者及び主たる担当技術者の委託業務の成績評定点	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		過去3年間の秋田県が通知した業務委託成績評定点の平均値	a. 85点以上	2.0点
			b. 80点以上85点未満	1.0点
			c. 65点未満	-1.0点
			d. 上記以外(実績無しを含む)	0.0点
評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)			
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点の平均点			

Ⅱ-3-①	管理技術者の保有資格	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		保有資格の有無	a. A+B	2.0点
			b. A又はB	1.0点
			c. 無し	0.0点
		保有資格区分	A: 総合技術監理部門(道路選択)を保有している場合は、1.0点加点する。	
			B: 技術士(建設部門/都市及び地方計画選択)を保有している場合は、1.0点加点する。	
提出様式	総合様式4-1			
Ⅱ-3-②	主たる技術者の保有資格	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		保有資格の有無	a. A+B+C	2.00点
			b. A+B又はA+C	1.50点
			c. A又はB+C	1.00点
			d. C+D	0.75点
			e. B又はC	0.50点
			f. D	0.25点
g. 無し	0.00点			
保有資格区分	A: 総合技術監理部門(道路選択)を保有している場合は、1.0点加点する。			
	B: 技術士(建設部門/道路選択)を保有している場合は、0.5点加点する。			
	C: 技術士(建設部門/都市及び地方計画選択)を保有している場合は、0.5点加点する。			
	D: 技術士同等又はRCCM(道路部門)を保有している場合は、0.25点加点する。			
提出様式	総合様式4-2			
Ⅱ-3-③	照査技術者の保有資格	基準配点	1点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		保有資格の有無	a. A+B	1.0点
			b. A又はB	0.5点
			c. 無し	0.0点
		保有資格区分	A: 総合技術監理部門(建設選択)を保有している場合は、0.5点加点する。	
B: 技術士(建設部門/都市及び地方計画選択)を保有している場合は、0.5点加点する。				
提出様式	総合様式4-3			

Ⅲ-1-①	管理技術者の手持ち業務量	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 0~2件	2.0点
			b. 3~5件	1.0点
c. 6件以上	0.0点			
提出様式	総合様式4-1			
Ⅲ-1-②	主たる担当技術者の手持ち業務量	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 0~2件	2.0点
			b. 3~5件	1.0点
c. 6件以上	0.0点			
提出様式	総合様式4-2			
Ⅲ-1-③	照査技術者の手持ち業務量	基準配点	1点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 0~4件	1.0点
			b. 5~9件	0.5点
c. 10件以上	0.0点			
提出様式	総合様式4-3			
Ⅳ-1	主たる営業所(本社・本店)、支店・営業所の所在	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 主たる営業所が県内	2.0点
			b. 支店・営業所が県内	0.0点
c. 県内に無し	0.0点			
提出様式	総合様式2-1			
Ⅳ-2	管理、照査及び主たる担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 全員が県内居住	2.0点
			b. 2名が県内居住	1.0点
			c. 1名が県内居住	0.5点
d. 県内居住無し	0.0点			
提出様式	様式4-1、4-2、4-3			